小田原市立矢作小学校長

小田原市立小・中学校における9月27日(月)以降の給食について(通知)

学校給食の運営については日ごろより御理解・御協力をいただき感謝申し上げます。 9月27日(月)以降の学校給食について次のとおりお知らせいたします。 (本校では、10月1日(金)から午後の授業を開始します。)

1 給食が不要な場合

保護者からの申し出により9月27日(月)以降の給食を不要とする場合は辞退を可能といたします。

(1) 辞退が可能な場合 ア 登校を控える場合

イ 登校するが、給食は食べずに帰宅する場合

なお、イにつきましては、児童の安全を考慮し、原則、毎日お迎えをお願いします。

- (2) 辞退が可能な期間 ア 9月27日(月)から9月30日(木)までの全ての給食 イ 10月1日(金)以降の全ての給食(再開の場合は別紙参照) ※ 上記ア、イのいずれかもしくは両方
- 2 給食費の取扱いについて

給食を辞退される場合は、届け出によりこの期間の給食費は不要となります。(年度末の給食費で調整します。)

- 3 届出期限 令和3年9月15日(水)16時 厳守 届出期限を過ぎた場合には、食材の発注の関係上対応できないため、取扱いができませんので御了 承ください。辞退される場合は、必ず期限内に届出をお願いします。
- 4 届出方法 以下のいずれかの方法で届出をしてください。
 - (1) 下記 「学校給食辞退届」を学校の担任に提出してください。
 - (2) 児童が登校を控えている等の理由により、「学校給食辞退届」を提出できない場合は、学校宛てに電話で申し出てください。
- 5 留意点

兄弟姉妹がいる場合も、児童ごとに記入し、各学級担任に提出してください。

学校給食辞退届

令和3年9月 日

小田原市立矢作小学校長 あて

「 年 組 児童氏名

※下記いずれか、もしくは両方に○をつけてください。

-) 9月27日(月)から9月30日(木)までの間に実施される全ての学校給食を辞退します。
 -)10月1日(金)以降の全ての学校給食を辞退します。

「保護者氏名

]

7

※令和3年9月15日16時 まで(届出期限厳守)に担任に提出してください。 ※10月1日以降につきましても、児童の安全を考慮し、原則、毎日お迎えをお願いします。